

平成23年第3回定例会 環境農政常任委員会

平成23年12月15日

佐々木委員

まず、水源環境保全・再生の県外対策について、何点か伺わせていただきたいと思います。

11月1日に県知事と山梨県知事が、桂川の流域と相模川の上流域における森林育成、それから、生活排水の整備について、基本合意書が締結されたということで、この共同事業の現地に、私も11月10日に相模原市選出の県会議員8名で行かせていただきました。今日の委員の中にも寺崎委員と河本委員も一緒に行かせていただいたわけでありますけれども、この山梨県の職員とか、あと下水道公社の職員が、非常に丁寧な対応をしてくださいます。我が神奈川県当局の御努力もあって、非常に良好な関係であるなという認識をしたところであって、ここはすごく評価するところであります。

その上で、そこは安心したんですけれども、この円滑な事業実施をしていく上で、何点か伺いたいと思いますが、まず11月1日という時期に、両県知事が業務書を締結したというのは、何で11月1日になのか、まずお伺いします。

水源環境保全課長

11月1日と言いますのは、この水源環境保全税の財源であります個人県民税の超過課税が、10月14日の本会議で議決をいただきましたので、その議決を踏まえて両県知事、両県のトップが正式に事業実施等の合意をしようということで、11月1日に業務書を交わしたものであります。

佐々木委員

議会のことも尊重してくださりながら、そのような日にちになったということで、そこは一定の評価をいたします。

この合意書の締結を受けて、今後この事業に向けての作業スケジュール、それから、今後具体的に何を詰めていくのか、その点についてお伺いします。

水源環境保全課長

両県知事による基本合意が整いましたので、年度内を目途に事業実施に向けた具体的な事業内容ですとか、役割分担を定めた協定書の締結をまず図りたいと思っています。また、本県が負担金として事業費を交付いたしますので、内部手続きとしての交付要綱を作成したいと考えております。

山梨県と結びます協定書には、例えば森林整備では、間伐や間伐に必要な作業道整備など、対象となる事業内容を、また、生活安心対策につきましては、具体の整備内容、さらに森林整備、生活安心対策、両方に共通するものとして、事業費、費用負担を含めた役割分担、本県からの負担金の支払、山梨県における受入方法、また、事業計画の提出ですとかその承認方法、費用の精算方法などを協定書に盛り込みたいと思いついて、現在山梨県と調整をしているところであります。

佐々木委員

費用の精算方法が詰めるべき項目ということでもありますので、この貴重な超過課税であるということもあって、しっかりとした会計処理をされなければいけないなというふうに思うんですが、それをどのような方法で具体的に精算していくのか、その辺について伺います。

水源環境保全課長

具体的な精算方法につきましては、現在両県とも財政当局の意見を聞きながら調整しているところでありますが、ただ、単年度ごとに行っていくということについては既に合意しております。その具体的な手法はまだ調整中ですが、本県からの負担金は、山梨県からの事業計画、負担金に係る請求を受理、精査した後に、年度当初に負担金の交付決定を行いたいというふうに考えております。

この精算に当たりましては、各年度の事業終了に合わせて山梨県から事業報告を提出していただきまして、これを確認した後に負担金の額を確定し、本県への精算金がある場合には、出納検査の期間までに、本県の水源環境保全・再生事業会計に繰り入れることを考えております。

佐々木委員

神奈川と山梨の両県の財政当局が絡んでくるということで、非常に調整も時間がかかるというふうには思うんですが、是非円滑に進めるようお願いしたいと思いますが、この協定書締結までには、しっかりその辺が詰めていけるということによろしいのでしょうか。

水源環境保全課長

そのとおりであります。

佐々木委員

それで、この計画は山梨県がもちろん計画をつくってやるんですけども、どのくらい神奈川県が関与できるというか、チェックというと失礼になってしまうかもしれないけれども、その辺はいかがでしょうか。

水源環境保全課長

まず、計画をつくっていきますのは森林の整備の方でありますので、こちらを例にとってお答えさせていただきます。

山梨県は、今年の9月に新税の考え方を公表いたしまして、この中で本県と共同実施を行うのは、間伐、それに必要な林内路網整備を行う荒廃森林の再生事業と広葉樹の森づくり推進事業の二つであります。

山梨県にとっては新規の事業ということになりますので、現在その事業の実施方法の詳細ですとか、来年度事業計画の検討を進めるというふうに伺っております。

事業実施に当たりましては、その前年度に本県に対して事業計画の確認があります。その中には、事業内容ですとか事業量を盛り込んでおりますが、それに対して本県が確認をしていくと。その際に、その関与であります。どこの山のどこの場所を整備するというふうなことにつきましては、森林所有者に今後確認しながら、山梨県が随時決定していきますので、そこへの関与は難しいと考えておりますが、ただ、流域全体の森林整備が計画的に進んでいくということにつきまして、本県がしっかりと見させていただいて、必要に応じて意見も言っていきたいというふうに考えております。

佐々木委員

生活排水対策については、何か関与みたいなことはできるんですか。

水源環境保全課長

生活排水につきましては、基本的に設備を造るということですので、この設備設計に当たっての計画については、両県で内容やスケジュールを調整していくということですので、大きく関与ができます。

佐々木委員

来年度からこの第2期の水源の保全・再生が取り組まれるということなので、是非円滑な事業が実施できるように要望していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、ソーラーバンクシステムの話について質問したいと思います。

かながわソーラーバンクシステムの設置というのは、昨日記者発表があつて、かながわソーラーセンターの開設が話題になっておりますけれども、理解ができないところがありますので、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、このソーラーパネルを設置する4年間の普及目標が、前回も質問させていただきましてとおり55万戸分ということで、その内訳で戸建てが28から29万戸分ということでありました。集合住宅が10から11万戸分ということで、その他が15万戸分程度ということなんですが、これは2014年までに達成するというその計画というのは、必達で変わらないのでしょうか。

太陽光発電推進課長

かながわスマートエネルギー構想の最終的な目標は2020年で、自然エネルギーの再生可能エネルギーの導入と省エネを合わせて20%であり、これがその目標でございます。そのための2014年における中間的な一つの到達目標として、お話のありました発電量といったものを確保していくと。こういった形で2014年度での目標という形で設定をしております。

佐々木委員

戸建てであれば28万戸分やるということですのでよろしいわけですか。達成目標ということでもいいんですか。

太陽光発電推進課長

2020年度に先ほどの目標を達成するためには、2014年度でその目標の達成が必要であると、このように考えております。

佐々木委員

たしか、この間私が必達ですかと質問したとき、必達ですと課長が答えているんですけども、それはいかがですか。

太陽光発電推進課長

そういった目標を達成するためには、その数字が必要かと考えておりますので、そこは必達というような受け止め方で結構かと思っています。

佐々木委員

今、各パネルメーカー独自の資格認定として、施工IDがあるわけです。その28万戸分をやっていく上で、この専門知識を有した施工業者、施工する人が必要なわけでありまして、このスマートエネルギー構想の2014年までの28万戸分を目指すということであるものですから、どのぐらいのID取得者が必要なのか。今このソーラーバンクセンターで想定している補助金は1,200件ぐらいですか。これは1,200件ぐらいやっていくための十分たるID施工業者ですけども、28万戸やるには2年間でどのぐらい必要だという想定をされますでしょうか。

太陽光発電推進課長

スマートエネルギー構想を検討する中では、正直申し上げて、そのIDの取得者数といったところは、具体的な数字としては検討はしておりませんでした。ただ、現状1人のIDでどのぐらいの件数が年間こなせるのか単純に考えてみますと、年間50週で仮に週2件対応するといった形にしますと、1人で100件の対応が可能でございます。1,000人のID取得者がいるとすれば、かき集めますと10万件といった数字になりますので、28万戸分は当然単年度ではございませんが、ただ、その各年度で何件ずつやっていくかというところまでは、まだちょっと精査をしておりますが、仮に10万件を年間で対応するとなりますと、ID取得者が先ほどの条件であれば、1,000人程度と。このように試算上できるものと考えております。

佐々木委員

その1,000人取得するために、県はどのぐらいそれに関与していくつもりか、お伺いします。

太陽光発電推進課長

現状、直接県としてそのID取得に向けて関与するということは、現状は想定しておりません。しかしながら、当然これから件数が増えていくという中では、やはり今各メーカーが主導で、各基準に基づいたIDを発行しておりま

す。そのための座学の研修、あるいは実地研修といったものについて、できるだけ受けやすい環境づくりを各メーカーには県の立場としてお願いしていきたいと考えております。

一方、今、国では、各メーカーでそれぞれまちまちのIDといったものについて、一定の標準化、共通化を図ろうということで、いわゆるPV施工士といった資格の検討も進んでいるやに聞いております。県といたしましては、そういった標準化、あるいは共通化といったものは、できれば県としても一つのメーカーという形ではなく、一つのいわゆる就業の資格ということで、様々な形での関与といったことも可能かなど。ただそこは環境農政局というよりも、商工労働局といったセクションでの対応といったのが適切ではないかと考えております。

佐々木委員

達成のために逆算をして、様々な手を打っていかないと、やりっぱなしで達成できませんでしたと、だんだん先延ばしになって2014年の目標が、何か2020年に置き換わってしまっているような印象を受けて、もともと28万戸分をやらうとしていないのではないかというような印象も受けざるを得ないなという印象です。

それから、ソーラーバンクシステムにおけるこの提案選考に当たって、その評価項目に価格がありますけれども、知事もおっしゃっていた40万円切っている提示プランもあったようですが、施工業者が下請けを雇って設置工事をしていくことにならざるを得ないというような状況になると想定するんですけれども、このパネルの価格をたたくと、下請けやそのまた下請けにしわ寄せが行って、住宅を建てる施主の人たちにはメリットはあるけれども、県内事業者であるこういう施工業者の下請けなんかも、一生懸命仕事をしているわけで、そこまで想定して、そこに不利益を与えないというシステムになっているのかどうか。そういう評価になっているのかどうか。

下請けの下請けにまで不利益を与えないというふうなシステムになるかどうか、その辺の評価方法について教えていただきたい。

太陽光発電推進課長

まず、このソーラーバンクシステムにつきましては、初期コストをいかに下げるかといったところが一番のポイントになるわけでございます。そうした中では、やはり製造の部分を担当メーカー、販売を担当販売店、そして施工業者、そういった様々な立場での御努力、御協力が必要かと考えております。そうした意味で、今回共同事業体という形での御提案を頂いているところでございます。

そういう中では、我々としては現状のコスト構造を見ますと、3分の2がやはりパネル本体の値段になっておりますので、やはりここでのコストダウンの努力といったものは不可欠と考えております。そうした中で、メーカーの関与といったのを我々としては広く期待をしているところでございます。

ただ、我々としても、値段だけが下がるということが最優先ということでは考えておりませんで、当然工事を安全・安心に施工するといった観点からも、やはり工事費についても一定のコスト配分が必要だろうと考えております。そうした中、御提案いただく中では全体のコストの中での内訳ということで、工事費の部分についてもどのぐらいを想定しているのかといったことを明示していただいております。

評価に当たりまして、一般的に我々が聞いている範囲では、1工事当たり25万円から30万円と言われている額が、一つの工事の目安と聞いておりますので、そこを基準により工事費に配分をしているものについて加点をする、そのような形で評価をしたところでございます。

佐々木委員

実際に下請業者が施工業者と一緒に仕事をするということはあると思うんですけども、その辺はいかがですか。

太陽光発電推進課長

太陽光発電の工事につきましては、大きく屋根工事と電気関係の工事に分かれていますが、それぞれのところで下請けと言いましょうか、協力会社ということで、他社の協力を得ながら工事を進めるといった事例はあるものと認識しております。

佐々木委員

決定した設置プランの中には、下請けの下請け等も含まれているということですか。

太陽光発電推進課長

今回の提案書の中では、JVの構成員といった立場と、それよりも少し、関わり方は若干薄くなりますが、共同実施者という位置付けでそれぞれ施工業者の名前も頂いております。そういった中で、個々どれが下請けかといったところまでは明示を頂いておりませんが、そういった関係企業の方々もお名前を頂くといった形で、提案書の方は整理をしていただいているところでございます。

佐々木委員

とかくこういう事業は、様々な県民相談なんかを個人的に受ける中でも、下請け泣かせ、景気が悪いし、下請けの人たちにしわ寄せが行ってしまっ、本当に支払が滞ってしまっ、こうなっているというケースがやはり多いんです。ですから、県がここまで関与したこういうシステムについては、そういうところまで気を配って、結果がどうなっているのかというのを見極めるという努力が必要だし、また、やらなければいけないんじゃないかなと思うんです。ですから、これをパネルを付けていく中で、下請けの下請けの人たちが本当に泣かされていないか、そういうことをチェックしていく必要があると思いますが、

施工した後に、そういうところまでチェックしていくつもりがあるかどうか、その辺を伺います。

新エネルギー・温暖化対策部長

今回、JVの構成員、あるいは共同実施者として挙げていただいている事業者については、ID取得者も入れるとして、自ら施工していただくということを前提に挙げていただいております。希望する設置の数量等々の比較をしながら、少なくともバランスがとれている、常識的に間に合う、そういった条件で選定はさせていただいております。

ただし、今お話しのように、では、現場に我々が行って、実際に来ているかというところまで、これを監視するわけにはまいりませんので、そういったところではない場合もあり得るかもしれません。ただ、その部分については、基本的にはこれは別にPVだけではなくて、建設業全体のお話でございまして、いわゆる下請関係の法令できちんと守るべきは守る、保護すべきは保護する、そういったところでやはりきちんと両方でやっていかないと、我々のシステムでその部分まで全て担保するのは、これはもう不可能なお話でございまして、したがって、委員がおっしゃるように、ある程度規模をチェックしていく、それはもちろん必要だと思いますので、その部分についてはきちんとアンケート調査もやりながら、工事の施工の部分については、我々も調査をしていきたいと思っております。

佐々木委員

以上にしようと思ったんですけれども、一言だけお話ししたいんですけれども、今のは随分、現場を担っている下請業者の方については、突き放すような言葉に聞こえてしまって、そこまでかばい切れないというようなお話だったと思います。ですから、そういうことが業界的にはあるというの分かっていますし、だけれども、県がここまで絡んできたソーラーバンクシステムですから、今、アンケート調査もやるということもあったし、ちょっと午後からNPOの話をするけれども、是非そういうアンケート調査を、現場の施工者の末端の人にやっていただくようなことを是非やっていただきたいし、また、その途中のJVに入っている施工業者に投げってしまったら、それは自分たちがアンケートを書いて出してしまうかもしれませんから、何かそういうスポットでもいいから、下請け泣かせになっていないようになったという、そういうことが言える結果をもって示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新エネルギー・温暖化対策部長

突き放したようなという言葉がございましたけれども、そういうふうには聞こえなかったことは大変申し訳なかったと。そういう気持ちは全くございません。我々の趣旨というのは施工業者にしても、それから、付けていただく県民もそれぞれが納得いただけるようなことを理念に進めておるわけでございますので、その辺を申し上げてございます。

ただ、そこまで私どものシステムだけで全てカバーできるかと言えば、それはできないことがあるということを申し上げたわけでございます。

したがって、今のような趣旨はきちんと踏まえて、やらせていただきたいと思っております。

佐々木委員

言葉の誤解があったのかもしれませんが、カバーできないというか、やはりそこまで考えてあげなければいけないのではないかと思うんです。そのように言葉って難しいわけですから、そういうところを委員会でそういうふうに捉えてしまった私が能力がないのかもしれませんが、そういうふうに感じましたので、是非そういうふうには捉えられないような体制を整えていただいて、午前中の質問を終わります。

(休憩 午後零時4分 再開 午後4時14分)

佐々木委員

午前中に引き続きまして、ソーラーバンクシステムについて質問させていただきます。

まず、昨日記者発表を行った中で、このかながわソーラーセンターの開設についてという資料も頂きました。先ほど局長からも御説明を頂いたところでございますが、まずこのかながわソーラーセンターについては、個人用の設置についての相談用ということでしょうか。

太陽光発電推進課長

お見込みのとおりでございます。

佐々木委員

既に発表にもなっておりますが、もう一度このセンターの委託先であります太陽光発電所ネットワークの概要を簡単に構わないので、御説明いただきたい。それとあと、1法人しかなかったということではありますが、どういうところを認めて評価して選んだのかという点について、お聞きします。

太陽光発電推進課長

太陽光発電所ネットワークにつきましては、太陽光発電の普及を図っていくということで、全国で自ら太陽光発電を設置されている方々を構成員として、組織として活動されております。具体的には、都道府県をはじめ、国も含めた行政機関からの受託の中で相談業務等の実績もあるところと聞いております。

今回、公募いたしまして、最終的にはこの1者の御提案ということで、要件を満たしているということで採択させていただいたところでございます。

佐々木委員

引き続き中身をお尋ねしていきたいと思っておりますけれども、今回、この相談窓口業務をするということで、第1次研究会の報告、第2次の報告も頂いて、第三者機関が公平・公正な立場で相談業務に当たるために、県が取り組むというようなことが資料にも書いてありました。

その中で、相談したい方は窓口へ行かないといけないのか、それとも、相談に行かないで、直接メーカーとコンタクトをとってもよいのか、それを伺います。

太陽光発電推進課長

我々基本的には、やはり相談機能を持つ窓口で1回、そこは直接面談という形だけではなく、電話等も含めて御相談していただく中でのプランの御紹介といったのが基本路線とは考えておりますが、最初からプランを御提示する中で、このメーカー、このパネルが付けたいといったような場合について、直接取扱いの事業者とコンタクトするところまで、我々としてそれを排除するといった考えはございません。

佐々木委員

では、積極的に別にNPOの方に、県が例えば直接電話受けた場合、NPOに振るわけではないんですね。

太陽光発電推進課長

県の方にもし問合せがあれば、それは相談窓口としてこういう機関がありますという御紹介はいたします。

佐々木委員

そこは電話相談が主になるのか、それとも訪問面談が主になるのか。

太陽光発電推進課長

そのところは、実際どのようなニーズが出てくるかは確証を得ていないところですが、中心となるのは電話相談ではないかと、このように考えております。

佐々木委員

今、未定稿ですけれども、この施主さんが見積もり申込みフォームというのを使って、自分のところの屋根がどういう形状で、どういう希望があるかというようなことで、これには希望設置プランで、屋根の形状や屋根材に適合するプランを一つ選択というふうに書いてあるんですけれども、この、要するに見積りフォームを使って、持って行って相談するのか、これ電話やファクスで相談もできるということですか。

太陽光発電推進課長

見積りフォームについては、まだ内容についてはこれから詰めていきたいと思っておりますが、基本的にはホームページでダウンロードできる、そのような形でファクスなりで送っていただく、あるいはメールで送信していただく、それを基に電話を介しながら内容の確認をしていくというような進め方を考えております。

佐々木委員

そうしますと、この太陽光設置の需要を掘り起こすためのセンターが営業の窓口みたいな、そういうふうなイメージを持ったところなんですけど、要するにこの選ばれた太陽光発電所ネットワークは実績もあって素晴らしいNPOだなというふうに、ホームページなんか見ても理解しているし、有名な学者さんなんかもその代表等をなさっているようなので、太陽光発電所ネットワークさんについては、素晴らしいNPOだなとは思っています。

しかし、今回の内容を見ますと、まず新聞等でも既に報道になっておりますけれども、今回のこの業務委託契約を結んだ中で、この金額ですね、3月31日までですから、約3箇月余りですね。この契約の金額について、ちょっと再度確認の意味でお聞きします。

太陽光発電推進課長

契約金額としては、1,400余万円となっております。

佐々木委員

神奈川新聞には1,473万円で委託するというふうに書いてありますが、いかがですか。

太陽光発電推進課長

正確な金額としては、1,473万4,000円でございます。

佐々木委員

国の緊急雇用基金を活用するという、そういうふうに報道もあった、それでよろしいですか。

太陽光発電推進課長

そのとおりでございます。

佐々木委員

それで、今回のこの業務委託の窓口の相談を受ける窓口相談者数、1日どのぐらいの方がいらっしゃるのか。あと、何人雇用して、どういう相談を受けるのか。あと、雇用するというので、この基金は緊急雇用創出事業ということなんで、基本的にこの事業の内容、目的というのは、現在失業者が、本当に情勢が厳しい中で、そういう雇用の機会を生むために、失業する人のためにあるような基金だというふうに認識をしているわけですが、何人雇用して、具体的

にどういう業務をするのか。1日何人で回しているのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

太陽光発電推進課長

今回の事業におきましては、総計で10名の雇用を予定しております。そのうち、今回は開設日数も限られているということもございますし、あるいはその利用者の利便性も考慮いたしまして、土日祝日もオープンしていくといった体制をとっておりますので、二つのシフトを組みながら、窓口は最低毎日5名の体制で臨みたいと考えております。

佐々木委員

この基金は、事業に占める新規に雇用される失業者の人件費割合が2分の1以上ということなんで、1,473万余円に対する人件費の割合、それから、この報告によりますと中小企業センタービルの9階を借りるということなので、その家賃、それから、経費ですね、さっき電話してみたらもうつながっていました。誰も出ませんでした。電話も引きますので、そういう諸経費を含めて、どういう契約になっているのか、その詳細を聞かせてください。

太陽光発電推進課長

人件費につきましては、トータルで1,046万円を想定しております。このうち、新規雇用といった分につきましては、780万円を想定しております。

事務所の経費、通信費、あるいは事務費等々につきましては、トータルで170万余円のような構成を想定しております。

佐々木委員

10人の雇用で、3箇月ですね、12月22日から始まって、12月29日から1月3日までの約1週間はその業務を行わないということもあって、実質は100日はないわけです。その中で、新規雇用が780万円、雇用全部で1,046万円ということで、人件費に投入する金額について、私自身は結構高い金額で設定されているんじゃないかと思いますが、その3箇月の間にNPOが1,473万円余りを使って、この業務を本当にしなければならないのかというところに、非常に疑問を感じる県民もいるんじゃないかなと思うんです。契約の妥当性という意味でどういうふうに判断したのか、大事な基金ですからそれについてお聞きしたいと思います。

太陽光発電推進課長

今回、相談取次業務ということで、必要な人数を確保し、必要な場所を確保するといった意味においては、妥当な金額ではないかと考えております。

佐々木委員

この新規雇用の人以外に、約250万円ぐらいですか、雇用としての人件費としての金額が繰り出されるわけです。1,046万円の780万円が新規雇用で、そのう

ちの約250万円です。その辺の金額が新規雇用というよりは、もともとNPOに勤めていらっしゃる方への人件費として使われるということではありますが、この10名の新規雇用の方々が相談業務に当たるということではないですか。

太陽光発電推進課長

一部その事務補助員といったのも想定しておりますが、そのうちの8割方の人数は相談業務に当たると考えております。

佐々木委員

県がせっかくこのPVで様々なプランを募って、県が評価点を付けて認めて、これは県民にとっても有利だし、良いプランを採用した中で、例えば屋根について、こういう相談業務を受けて、今これから22日から始まろうとする中で、こういう新規で雇った方の能力というんですか、それについてどのように研修しているのか、どのように相談に来た方に対応する機能が発揮できるのか、その辺が非常に疑問なんです。ですから、相談業務に足るそういう新規雇用の方々が当たるための研修等の仕組みはどうなっているのでしょうか。

太陽光発電推進課長

その点につきましては、NPOの中で22日の開設前から内部研修といったのを行っていたのと同時に、相談マニュアルをつくっていただいて、適切な対応を図られると。あとは専門相談員と言っておりますが、そのNPOの人員、ネットワークといったものを活用しながら、相談に対してきっちり対応できる体制で臨めると考えております。

佐々木委員

ちょっと私もよく分からないんですけれども、この太陽光パネルを設置するには、屋根なんかの上に載せるんでしょから、専門的な知識がないとなかなか難しいと思うんです。太陽光発電所ネットワークも確かに知識もあるんでしょけれども、屋根に対するそういう設置する施工の相談なんか、本当にどのぐらいできるのかなど。ましてや新規で雇った方が22日からスタートするに当たり、そういう人たちがそういう業務に耐え得るものなのかどうかと、非常に私は疑問なんです。私はNPOが絡まなければならなかったのかなというふうに、疑問に思う方も少なくないと思うんです。何でこのNPOが間に入らなければいけなかったのかというのがまだ理解できないんです。せっかくプランがたくさん出てきて、みんな真剣にメーカー、販売店、施工業者も自分たちの本当にぎりぎりのところまで利益を考えたりしながら出してきて、誠心誠意やってきたと思うんです。ですから、それを直接その施主の方々が聞いた方が、いろいろな詳しい専門的な情報も得られるのではないかなと思うんです。

ですから、そのNPOに1,400万円以上のお金を基金で使って、本当にこのNPOが必要だったのかと思うんです。直接メーカーに問い合わせしたり、相談してもよかったのではないかと。NPOは要らなかったのではないかなと思う人も少なくない。このNPOがどこまで関与するのか、価格では関与しないと

書いてあるけれども、例えば屋根の形状を提示した、この未定稿ですけれども、こういう見積もりフォームを出したときに、その施主さんがNPOの担当者の方と会って話したときに、どこまで関与していくのか。例えばこのシステム、プランの絞込み、1者に絞るところまでNPOにやらせるのか、それは施主が選べるのか、それはどうなんでしょうか。

太陽光発電推進課長

NPOの役割と言いますか、関与の部分でございしますが、基本的には屋根の個々の構造ですとか、そういったところはやはり実際現場を見てみないと判断できませんので、そこは事業者をお願いしたいと思っております。

その前の入り口段階で、そもそも屋根の形状にお望みのプランがつくのかどうか、そういった部分で今回の設置プランにつきましては、屋根の形状、材質でまず大別いたしまして、そこに当てはまるプランで、まず第一義的に該当するものを御提示すると。その中で、それぞれのプランの特徴がございしますので、そういったものを御説明し、最終的には施主の方に一つ選んでいただくというような関わり方を考えております。

佐々木委員

では、施主が最終的にはプランを一つ選ぶということで、NPOは誘導をしないわけですね。

太陽光発電推進課長

誘導はいたしません、必要に応じてそのアドバイスといったものは提供することも想定しております。

佐々木委員

私が聞いているのと少し違うみたいなんです、そういうことであればいいと思います。であればこそ、そのNPOの人は屋根も見に行かないし、ただ中小企業センターで相談業務を受ける入り口みたいなものですよね。大事なものは、現地まで足を運んで見に行き、その施主さんが自分のお金を払ってパネルを付けるための相談が一番大事になるわけですので、そこまで関与しないんだったら、私はこのNPOの必要性を感じられないんじゃないかなと思う人も少なくないんじゃないかなと思うんです。

本当に入り口のところで、NPOに1,470余万円を使って相談業務をつくるという理由が分からなくなっているんです。ですから、もし公平・公正を保つために第三者機関が必要であるというのであれば、逆に県がやった方が、よっぽど公平・公正が保てるんじゃないかなと思うんです。そのプランによっては、得意分野と得意ではない分野があると思うんで、それをNPOの人が見抜くなんていうことは、できないんじゃないかなというふうに思うんです。それぞれのプランのメーカーに直接施主が会って、具体的な話を聞いた方がよっぽどいいんじゃないかなと思うんです。だから、県がそういうことをなぜできなかった

のか。NPOに何でそれを委託しようと思ったのか、そこをもう一回根本的なことを教えてください。

太陽光発電推進課長

県が直接やるといったのも、一つの方法かもしれませんが。しかしながら、我々としてはやはり太陽光発電所ネットワークでは、実際自らの屋根に設置されて、設置者としての御経験もあると。そういうところが非常に重要な条件のポイントになるかなと。そういった部分が必ずしも県職員で全て対応できるかどうか。あるいは現状の体制の中でそういった十分な対応ができるかどうか。こういった部分は、非常に大きな問題があるのかなと思っております。

そういう中では、今回委託という形で県に成り代わって、そういった業務をしていただく。あわせて、県といたしましても、業務をNPOに任せ切りということではなく、県としてもしっかりそこには関与していくと。具体的には、非常勤の職員なり、あるいは正規の職員なり、そういったものも適切に配置し、業務の全体統括を図っていくというような形で運営をしていきたいと考えております。

佐々木委員

今の御答弁は、すごく疑問があるんです。県の業務がそこまで体制が整っているとか、県が耐え得る人員がいるとか、そういう話も入っていたと。それは言うてはいけないのではないですか。公平・公正が保たれるためにNPOを入れるということで、県の職員が何人いるから、足りないから駄目だとか、そういう話を言うてはいけないのではないですか。私はそのNPOは公平・公正を保つために入れるという話だったら分かりますけれども、県の体制の中でNPOにお願いするみたいな話というのは、ちょっと趣旨と違うのではないかなというふうに思うんです。

それからすると、私はやはりNPOは本当に必要だったのか、そういうふうに考えるんですが、いかがですか。

太陽光発電推進課長

もちろん県の業務を担っていただく、そういう中でその担い先として民間企業、事業者、あるいは今回のNPO、そういった選択肢もあるかなと。そういう見方では、中立性、公平性を重視してNPOにその対象を絞らせていただいた、こういう内容でございます。

佐々木委員

ですから、先ほど一番先に聞いたではないですか。施主がそこに直接相談しなくてもいいんでしょう。全部センターに行かなければいけないんですか。相談をしなければいけないんですか。そのプランを使って直接申し込んではいけないんですか。

太陽光発電推進課長

県としては、そういったものを駄目だというようなつもりはございません。

佐々木委員

そうすると、こういう太陽光パネルの施工にしても、だんだん県民は勉強するわけです。経験もしてくるし、それでは将来的にはこのNPOみたいな機関が要らなくなるんだなというふうには思うし、将来要らなくなることを望みますけれども、今の答弁では疑問が残ったままになります。

したがって、今後、もう時間もないですが、この利用者に対するアンケートを是非お願いしたいなというふうに思います。この専門性とか県民ニーズを本当に掌握して相談したときに、必要だったか、必要でなかったか。誘導的なアンケートではなくて、純粋なアンケートとしてどうだったかというものを実施していただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

新エネルギー・温暖化対策部長

御質問の関連ですけれども、正直言って直接ということも当初は考えました。そうした中で、先ほどの課長からの答弁にあったような状況の中で、こういう形にさせていただきました。

アンケートについては、是非ともやらせていただきたいと思っております。率直に御利用いただいたメリット、デメリット、そういったものを含めて調査をさせていただいて、更に次の検討をさせていただきたいと思っております。

佐々木委員

最後に、基金の活用の仕方、契約の妥当性も含めて、まだまだ私自身が納得していないところも多いし、本当にNPOが必要だったのか、県ができたんではないかということ疑問に思いながらも、この太陽光パネルを設置していくということは、前向きな方向性としてはすごく私は評価しているところなので、県民が本当に今後設置しやすい、誰もが納得するようなそういう仕組みを更につくり上げていただいて、県民のために努力をしていただくことをお願いして、質問を終わります。